

# スポーツ活動における安全に関する 指導者の責任について（6）

遠藤 勝恵・福元 和行

A Study on Liabilities for Safety of  
Instructor & Supervisor in Sports Activities (6)

Katsue ENDO, Kazuyuki FUKUMOTO

キーワード：体育授業・指導者・安全・不法行為責任

## I. はじめに

筆者は以前に、スポーツ活動における安全について指導者の責任について検討する機会をもった。<sup>(1) (2) (3) (4) (5)</sup>

それらにおいては、指導者の法的責任、とりわけ判例を手がかりとして不法行為責任について、指導に関する責任・監督に関する責任・人的設備の管理に関する責任・物的設備の管理に関する責任にわけて、検討した。

また、体育やスポーツ活動をめぐる指導者のはたらきかけの時間的経過の面から、運動実施前・実施中・実施後の各局面に分け、さらに、運動種目としては、水泳プールにおける水泳活動の場合、海や河川などの野外における水泳活動の場合、登山やキャンプなどの野外活動の場合について各々検討した。

今回は、それらをふまえて、同様に指導者の不法行為責任について、指導・監督・人的設備の管理・物的設備の管理の各々の責任に分けて、体育の授業における活動について、運動実施前・実施中・実施後の各局面について、判例の資料として「不法行為判例集成」<sup>(6)</sup>を用い、指導者の安全面についての基本的な責任の内容を検討して明らかにし、スポーツ活動における事故防止のための基礎とする。

（尚、スポーツ活動における指導者の、法的責任を含めた責任の種類や、法的責任の中の不法行為責任の基本的内容については、前述の拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（1）」に概述してあるので参照されたい。）

### [注]

- (1) 拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（1）」山口県体育学会編（平成5年）山口県体育学研究・第37号所収
- (2) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（2）」山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター編（1994年）教育実践研究指導センター研究紀要・

## 第5号所収

- (3) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(3)」山口大学教育学部編(1994年)山口大学教育学部研究論叢・第44巻第3部所収
- (4) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(4)」山口大学教育学部編(1996年)山口大学教育学部研究論叢・第46巻第3部所収
- (5) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(5)」山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター編(1997年)教育実践研究指導センター研究紀要・第8号所収
- (6) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編(昭和51年)不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい(加除式)

## II. 運動実施前の責任について

### 1. 体育授業の参加者への指導の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施前にすべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において、教材としてとりあげようとする運動に内在する危険性について十分に検討する。<sup>(1)</sup>  
ただし、体育の授業において教材としてとりあげようとする運動に危険性が内在すると思われる場合でも、そのことのみによってただちにその運動を教材としてとりあげてはならない、ということにはならない。<sup>(2)(3)</sup>
- (2) 教材としてとりあげようとする運動に、何らかの危険性が内在すると思われる場合に、体育の目的などからみて教材としてとりあげるべき意義が、その運動に内在する危険性を考慮してもなお十分にあると判断されて、実施しようとする場合には、授業に参加する児童・生徒に対して、安全面について十分に指示・説明をして準備させておく。<sup>(4)(5)(6)(7)</sup>
- (3) 教材としてとりあげようとする運動と、それを行う児童・生徒の技能の程度や、関心や意欲などの態度などのかかわり方を十分に検討し把握して指導にあたるようにする。<sup>(8)</sup>

### 2. 体育の授業の参加者への監督の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にある者が、安全面から運動実施前にすべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業にたずさわる教師は、その教育活動における危険を未然に防止しなければならない。<sup>(9)</sup>
- (2) 体育の授業においては、指導しようとする児童・生徒に事故がおこらないように、その動向を十分に把握できるように監督しておく。<sup>(10)(11)</sup>

- (3) 体育の授業において指導しようとする児童・生徒の既往症や健康状態について、十分に把握しておく。

ただし、対象者が高校生などの場合には、高校生本人の危険に対処する能力を期待でき、そのことを前提とした危険の防止活動でよい。<sup>13</sup>

### 3. 人的設備の面の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全のための監視体制などの人的設備について、運動実施前に整えておくべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業においては、その授業に参加する児童・生徒の人数や安全面に対する注意・判断の能力の程度などを考慮して、それに見合うような必要な人数の指導者を配置しておくようとする。<sup>13 14</sup>

### 4. 物的設備の面の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全のための物的設備について運動実施前に整えておくべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において使用する施設について、体育の授業以外にも使用するもの場合には、授業で使用する前に、危険物の有無の確認などの必要な安全上の措置をとっておく。<sup>15</sup>
- (2) 体育の授業において使用する用具について、その用具を使う児童・生徒の安全面についての能力の程度や、用具の材質などを十分に考慮して選んで用いるようにする。<sup>16</sup>

#### [注]

- (1) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害（1）・ぎょうせい・p.169・63「（前略）すでに認定したとおり右教諭（本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注）が設定したハードルの高さ、間隔は越えることが困難なものではなかったこと、さらにハードル走の場合発生する傷害は大多数が擦過傷程度で、頭部の骨折という重大な傷害は殆ど経験されたことがないことを考え併わせると、右教諭には本件ハードル走を行なわせるについて過失があったことを認めることができず、（後略）」
- (2) 同上・p.169・73「高等学校学習指導要領は（中略）、国の教育行政機関が法律の授權に基づいて設定した教育の内容及び方法について遵守すべき基準であり、被告県の教育長等は、右基準に基づいてラグビーを採用したものであり、ラグビーには練習やゲームをとおして協力、敏しょう性、持久性を養い、社会性を身につけるという前記目標を達成するための効用が十分に考えられるのであるから、前記のとおり重大事故発生率が高いとの一事をもって、教育長等の教育プログラムの研究策定に義務違反があったと解することは到底できない。」
- (3) 同上・p.169・77「（前略）このようにして蹴られたボールが他の児童に当る事態（こ

れを危険といつても差しつかえないが) を当然予測しながら、なおサッカー・ゲームが児童の体育授業として肯認されているもので、この程度の危険(児童の体育といつても、すべてなにがしかの危険の存在は避け難く、安全性が完全に保障されているわけではなく、事故の発生を完全に防止できるとは限らない。) の存在が、体育授業に参加する児童に危険予知やその回避能力を養成し社会生活上必要なものを体得するという児童の体育授業の意義や効用に寄与するものというべきである。」

- (4) 同上・p.169・67「(前略) 武田教諭(本件事故被害者に対する指導者・筆者注)は、本件持久走を実施する前に、体の具合が悪い者がいるかどうか確認し、喘息の生徒に一応の注意をし、また風邪のため本件授業を見学していた生徒が二名いたことを認めることができ、(中略) 武田教諭は、一般的な注意として体力にあった走り方をするように注意していたのである。」
- (5) 同上・pp.169・66～169・67「(前略) 武田教諭(本件事故被害者に対する指導者・筆者注)は、最初に、持久走を始めたとき、生徒に対し、ジャージやタオルを持ってくるように言ってあり、当日もジャージやタオルを持ってきている生徒がいた(後略)」
- (6) 同上・p.169・76「(前略) 体育授業としてのサッカーゲームに際し、担当教師としては、ゲーム中の危険防止に十分な注意をすべきことは勿論のことであり、こと密集の中で相手の身体を蹴る危険のある蹴り方や児童に負傷を生じさせるような身体接触等のいわゆるラフプレーを禁止するなど、これらに十分な注意を払って事故回避に努むべき注意義務があることはもとよりのことである。」
- (7) 同上・pp.169・79～169・77「(前略) 足を高く上げて蹴ることや狭い箇所で力一杯蹴ることは、とりもなおさず他の児童の身体を蹴る危険を招来する可能性が大きな蹴り方ということになるから、担当教師としてはこれに十分注意し児童を指導すべきことはもとよりのことと考えられる。」
- (8) 同上・pp.164～165「(前略) 小川達二(本件事故被害者に対する指導者・筆者注)は本件回転運動(前方空中回転運動のこと・筆者注)の指導に熱心であり、本磯龍雄(本件被害者・筆者注)は真面目で意欲的な生徒であったことが明らかであって、かような生徒が教師の熱意に応えて一日も早くこれを完全にできるように、自己の技倆の程度を慮ることを怠り危険をおかして無理にでもその練習に励む傾向のあることは見易いところである。従ってこれを指導する小川達二としては右の事理を洞察して、単に各自の能力に応じてその練習をするようにという指導をするだけでは、技倆未熟なかかる生徒が練習することを抑制できない点を察知するべきであったといわなければならない。」
- (9) 同上・p.122「したがって、このような教育に携わる教師は一般にその職務に必然的に伴うものとして、学校教育の場において教育活動から生ずる危険に対して生徒の安全を保持する義務を負うものであり、この義務は未然に事故の発生を防止することはもとより(中略) 含むと解すべきである。」
- (10) 同上・p.163「同人(本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注)として、(中略) 事故の立会指導、監督のないとき、もしくは、補助者のつかないときは、本磯龍雄(本件被害者のこと・筆者注)ら未熟者の本件回転運動(前方空中回転運動のこと・筆者注)の練習を差し止めるかして、本件の如き事故の発生を未然に回避すべき注意義務があった。」

- (11) 同上・p.165 「又生徒が多数のため、もしくは倒立テストのためその注意義務が果し得ないものであれば、危険性の高い本件回転運動（前方空中回転運動のこと・筆者注）の練習をさせないでなければ、本件事故は避け得たものと考えられる。小川達二（本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注）の指導監督上の過失を否定することはできない。」
- (12) 同上・p.94 「そして一般に高等学校一年生の生徒であれば、是非の弁別能力はかなり高度となり、保健衛生についても相当の知識をもつに至ると思われ、〔証拠略〕によると、日原律子（本件事故被害者・筆者注）は一般的な水準に劣るところはなかったことが窺われ、同女が医師西窪敏文から注意を受けたのは、過激な運動は自分から差控えよということであったこと前述のとおりである。これらの点からすると、日原律子自らの判断で見学にまわることを期待しても、これをあながち不当といえないと思われる。」
- (13) 同上・p.169・4 「（前略）三人の保健体育教諭のうち二人が不在となり、一人しか残らないのに学校長以下の管理職がそれを補充して生徒指導を手伝うとか然るべき対策をとった形跡は何もない。」
- (14) 同上・p.169・4 「（前略）被控訴人のクラス員は後四か月半で高校卒業が予定されていた一七、一八歳の少年で義務教育の中学生とは異なり可成り事物の判断能力も備わり自主的な行動をとれるとはいえ、四〇名近い少年の集団に適切な指示監督者がいなければ本件事故の発生が物語るように暴走することもあることは予想できるのに、山崎教諭は何らの配慮もせずに年次休暇をとり、学校長以下の管理職もその補填に必要な対策をとらず、（中略）被控訴人の属したクラスの当該体育授業に係る学校当局者らにおいてなすべき義務を怠った過失があったといわざるを得ず、（後略）」
- (15) 同上・p.745 「（前略）本件砂場は生徒が常時使用する砂場であり、放課後など授業上使用しない時には校外の者がその遊び場などに使用する状況にあったのであるから、授業上これを使用する時には予め危険物が砂中などに存しないかどうかを生徒に任せないで大人が十分調べて（小学校の生徒ではその年令からしてもいまだ十分な措置がとれない。）、異物の除去を念入りにするような管理をなすべきであったのに、これをなしていないことなど以上の事実関係のもとにおいては、本件砂場は、その使用上の安全性の確保において未だ十分ではなく、その管理に瑕疵があったというべきである。」
- (16) 同上・p.169・74 「（前略）一般に小学校のサッカーの授業では殆どゴム製（サッカー用ボールのこと・筆者注）が使用されていること、ゴム製の方が前記のように柔らかく弾力性があるため、人体に当っても痛さが弱いしその衝撃も少ないこと、年少者のサッカーゲームや練習においても眼に当って負傷するように事故は殆ど存しないことが認められる（中略）から、小学生を対象とする本件サッカー授業において、ボールが未成熟な児童に当ったときの衝撃等に伴う危険防止その他の全体的総合的観点からして、ゴム製ボール以上に皮製ボールがより安全であることは一概に断定できず、従つて担当教師に、本件事故を予測して皮製ボールを使用すべきであったとする注意義務が存するとまではいえず、（後略）」

### III. 運動実施中の責任について

#### 1. 体育の授業の参加者への指導の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施中に指導すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において教材としてとりあげた運動が、技術的にむずかしく、けがなどの危険性の高い場合には、指導対象の児童・生徒の体力が技能の程度に応じて、十分に練習活動に取り組ませる。<sup>(1)(2)</sup>
- (2) 教材としてとりあげる運動について、その活動中にプレー上の身体接触が運動の性質上避けがたい場合には、児童・生徒に危険なプレー（ラフプレー）をしないように指導する。<sup>(3)</sup>  
ただし、高校生などの場合で、その運動についての経験・技能・体力などが十分である場合には、そのことをふまえての指導でよい。<sup>(4)</sup>
- (3) 体育の授業において、教材としてとりあげた運動の規則（スポーツのルールなど）に違反するような危険なプレーが見られる場合には、そのゲームなどを一時的に中断しても、危険なプレーについての注意を指導する。<sup>(5)</sup>

#### 2. 体育の授業の参加者への監督の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施中に監督すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において、教材としてとりあげる運動が危険性の高いものである場合には、その実施中には細心の注意を払って児童・生徒を監督しておく。<sup>(6)</sup>
- (2) 教材としてとりあげる運動が危険性の高いものである場合には、必要に応じてとっさに補助できるようにしておく。<sup>(7)</sup>
- (3) 特に、指導対象の児童・生徒の運動技能が低い場合には、用具面などだけですませず、運動中はたえずつきそっているようにしておく。<sup>(8)(9)</sup>  
ただし、運動の種類によっては、その運動の性質上から内在的に危険を含むものがあり、それによるけがが生命に直接かかわるようなものではなく、軽いものであるような場合は、やむを得ないものもある。<sup>(10)</sup>
- (4) 体育の授業において、その終了時には指導対象の児童・生徒全員の無事を確認する。<sup>(11)</sup>
- (5) 体育の授業において、児童・生徒の体調に異常が発生したならば、ただちに運動を中止させて、必要な応急処置をとる。<sup>(12)</sup>
- (6) 体育の授業において、児童・生徒に何らかの事故が起こったならば、当人が異常を訴えなくとも、その事故の状況から判断して、異常について疑って確かめる。<sup>(13)</sup>
- (7) 体育の授業において、指導対象の児童・生徒の間のけんかや暴力に対しても、それを防止するように監督しておく。<sup>(14)(15)</sup>
- (8) 指導対象が高校生などのように知能の程度が相當に発達し、運動の経験や技能の程

度も相當にある場合には、授業中における生徒の一定程度の自主性を認めてもよい。<sup>16 17 18 19</sup>

### 3. 人的設備の面の責任について

体育の授業の参加者に対して指導の立場にあるものが、安全のための監視体制などの人的設備について、運動実施中に整えるべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において、教材としてとりあげる運動に危険が予測される場合には、その練習の際に、事故の防止のために補助者をつけておく。<sup>20</sup>
- (2) 体育の授業において、事故が突発的に発生した場合には、近くの周囲の人に協力を要請する。<sup>21</sup>

### 4. 物的設備の面の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にある者が、安全のための物的設備について運動実施中に整えておくべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において、教材としてとりあげる運動の性質に応じて、安全性を確保できるような用具を使う。<sup>22</sup>

#### [注]

- (1) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害（1）・ぎょうせい・p.164「従って本件回転運動（前方空中回転運動のこと・筆者注）が危険度の高いものであること、その練習時間も他校に比し十分とはいひ難いこと、本磯龍雄（本件事故被害者のこと・筆者注）らの技倆が未熟であったことなどに鑑み、事故当日においては、注意義務に欠けるところがあったといわざるをえない。」
- (2) 同上・p.169・66「（前略）本件の前にすでに二回持久走を行い、本件においても三〇分間及び二〇〇メートルの各走行の開始前に準備運動をし、三〇分間の走行後には約二五分間の休憩をとて、その間に脈拍数を報告させているのであり、（中略）武田教諭（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）は生徒に対し、体力にあった走り方をするようにと注意をしていたことが認められ、これらの事実によれば、本件の持久走の実施は、必ずしも無謀なものということはできず、（後略）」
- (3) 同上・pp.169・71～169・72「なるほど本件事故は（二）に認定したとおり原告一郎が井上教諭（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）のタックルの指導に従わないで誤った方法でタックルを行って自分の頭を今川の膝に激突させてしまったために起こったのであるが、井上教諭としては（四）に説示したとおりの指導を生徒に対して行ない、これについて生徒をして反復練習をさせたことでその注意義務を尽されたというべきで、それ以上に生徒一人につきその技能の習熟を確認してはじめてタックルの実施を許可すべきであるという注意義務までは存しないというべきである。」
- (4) 同上・p.169・71「高校二年生といえば、通常その心身の発達程度は成人に近く、前

記の諸事情を総合すると本件ラグビーの授業計画及びその実施は、対象生徒の経験、技量、体力に照らしても過重な負担を強いる程度のものとはいえず、井上教諭（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）の具体的な指導内容にも適切さを欠くものがあつたとは認めがたく、まして実力の優れた原告一郎についてはなおさらであったというべきである。」

- (5) 同上・p.169・62「(前略) 学校教育における体育授業の一環としてサッカーのゲームが行われる以上、担当教諭としては、危険なプレーにより児童が負傷するといった事態が生じないよう万全の注意を払い、空中にあるボールを足を高く上げて蹴る行為、後方からボールを奪う行為等の危険な行為を厳重に禁止し、これらの行為に及ぶことが事前に察知されるときはゲームを中断して注意する等の措置を講ずべきであることはいうまでもない。」
- (6) 同上・p.160「本件回転運動（前方空中回転運動のこと・筆者注）は一たび指導監督の方法を誤ると死の結果を招くほどのかなり危険度の高いものであると認むべく、従つて、これを指導監督するに当っては、生徒に危険の生ずることのないように特に細心の注意を払うべき職務上の注意義務があるものというべきであり、(後略)」
- (7) 同上・p.163「同人（本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注）としては、当日本礪龍雄らが本件回転運動をした際には、みずからその練習に立会い、(中略) 同人（本件事故被害者のこと・筆者注）らが危険な跳躍姿勢をとったりしたときには、安全に着地できるように補助し、かつその都度これを指摘矯正するなどして監督するか（中略）して、本件の如き事故の発生を未然に回避すべき注意義務があった。」
- (8) 同上・p.163「このため本礪龍雄（本件事故被害者・筆者注）ら約二〇名の者の本件回転運動（前方空中回転運動のこと・筆者注）に関する技倆水準は臀部着地程度であり、とくに同人の技倆は、本件事故当日およびそれ以前においても跳躍姿勢の危険性が同級生の目につく程であった。そして当日使用のセーフティ・マットもこれを使用すれば絶対安全といい得るものではなく、回転方法を誤れば重傷を負うことも稀ではなかった。従つて小川達二（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）には、これら生徒が本件回転運動の着地などに失敗し事故を起こすおそれのあることを予見し得たというべきである。」
- (9) 同上・p.163「しかるに小川達二（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）は、(中略) 倒立テストに専念するあまり、右練習の場からも離れて、右の義務（事故の発生を未然に回避すべき注意義務のこと・筆者注）を怠った。」
- (10) 同上・p.169・71「(前略) 被告県の履行補助者たる体育教師が、教育活動の中で、その職務上生徒の健康管理及び事故防止について万全を期すべき注意義務を負うことはいうまでもないが、教師といえども、およそ想定しうるすべての危険に対して安全に生徒を保護することは不可能であり、特に本件の如きラグビー競技は激しい競技であつて一連の攻撃、防禦の動作で参加者が互いに接触したり衝突することが多く、それに付隨して諸種の身体的事故が発生し易いものであり、その意味で本質的に一定の危険性を内在していると解されるから、注意義務の存否の判断にも自らそこに相応の限界が存するといわざるを得ない。」
- (11) 同上・p.169・4 「(前略) 山本教諭は授業開始から約二〇分間でバスケットボール大会に出掛け、中井教諭は自分の本来担当である電子科三年B組のほか四〇名近い被控

訴人の属していた機械科三年B組をも担当せざるを得なくなり、電子科三年B組の生徒にはバレーボールをさせ、その近くのステージに上って指導し、授業終了のチャイムとともに授業終了の挨拶も行ったが、機械科三年B組の授業は山本教諭が生徒に課していた鉄棒の自主授業を遙か離れていたところから望見していただけでほとんど指導らしきことをせず、授業の終了の挨拶も行わず漫然と授業終了としてしまったことが認められ、(後略)」

- (12) 同上・p.169・69 「(前略) 武田教諭(本件事故被害者に対する指導者・筆者注)は、竹中範夫(本件事故被害者・筆者注)が九周目を走行中にその場にすわり込んだので、その脈を調べたところ、微脈のため搜しきれなかったので、竹中範夫を横にし、(中略)竹中範夫をベンチに運び、人工呼吸をしたことを認めることができ、(中略)そして、本件事故の発見が遅れたり、応急の措置をとらなかつたことを認めるに足る証拠はなく、(後略)」
- (13) 同上・p.123 「本件事故が至近距離から他のプレーヤーによって蹴られたサッカーボールが控訴人の顔面右眼部を直撃するという態様のものであったことからすれば、同教諭(本件事故被害に対する指導者のこと・筆者注)としては、現に控訴人から特段の訴えがなくとも、後刻、本件事故のために控訴人の身体、健康状態等に何らかの被害が生ずることを否定し得ないの認識を持つべきであったということができる。」
- (14) 同上・pp.169・2～169・3 「右認定事実によると、東工業高校の中井教諭は、当日上午九時すぎごろ山本教諭が出張のため右体育館を離れた後においては、同教諭に代つて被控訴人らの鉄棒の自習を監督していたものであるところ、被控訴人に対する本件集団暴行は、第一时限の体育授業時間内から終了時にかけて、同授業に使用したウレタンマットを用い原審被告尾崎に対する同種の悪ふざけ的集団暴行に引き続いて行われたものであり、これらの集団暴行は、いずれも中井教諭の監視し得る場所で公然と多数の生徒によって行われたものであるから、同教諭において、これを発見して制止し、被控訴人の身体に対する安全を保護すべき義務を怠った過失があるものと解するのが相当である。」
- (15) 同上・p.169・3 「同教諭(本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注)は、かねてから生徒らに対し、体育の授業や体操のクラブ活動の場合を除き、ウレタンマットの上に上ったりしないよう注意していたし、過去に行われた本件と同種の集団暴行には気がついていなかったというのであるから、生徒らが高校三年生であって自己の行為の結果につき相当の分別を有していたにしても、なお、右尾崎に対する集団暴行が公然と行われた際、直ちにこれを発見して制止するのはもちろん、これに関与した生徒らに対し十分注意を与えるべきであったにもかかわらず、これをなさなかった。」
- (16) 同上・pp.1017～1018 「また、高校三年生ともなれば、義務教育を終えて、二年以上も更に高等教育を受けているものであり(同年輩の者が実社会において大人と伍して、対等の仕事をしているものが相当数いることを考えるべきである)、担当体育教師の指示、監督を受けなくても、その体育授業を受けるべき態度、本件に即していえば、サッカーの授業の態様、試合参加の方式、見学すべき時期、位置、とるべき態度など、どのようになし、またどのようになすべからざるかを十分知悉しているものというべく、あえて具体的な指示、命令を受ける必要はないものというべきであり(とくに、被告市川学園においては高校一年生の時サッカーの授業を受けていたのであり、かつ

サッカー授業の当初において見学者の注意義務について担任の谷川教師から指示、説明を受けていたのみならず、ときには注意さえ与えられていた)、この意味において、幼児、児童あるいは中学生に対するような、一々具体的、個別的な指示、監督を受けなければならぬものではなく、とくに、サッカーなどの授業を見学するさいにおいて、特段の事情のないかぎり直接指示、監督を受けなければ自らを律することができない性質のものではないことは、明らかであり、まず生徒の自主的規律に任せることは、むしろ、当然に許容されているものである。」

- (17) 同上・p.1018「右のような体育授業内容、見学者のとるべき態度などを考慮すれば、当初生徒(高校三年生の生徒のこと・筆者注)の自主的な管理のものに、体育授業を開始させても、学校——および担当教師である谷川忠義——は、安全保持義務を履行しているものと認めるが相当である。」
- (18) 同上・pp.1018~1019「(前略) 本件事故は、授業内容たるサッカーの試合とは直接関係なく、原告がサッカーの試合を見学すべき場合に——どのように見学すべきかは高校三年生であった原告としては十分知悉していたはずである——生徒に委ねられた自主的な規律に反し、その限度を超えて、本来見学者としてすべきサッカー試合を見学する事なくこれに反して、自ら積極的に相撲に二度も興じたために招いたものであり、しかも相撲も通常ならば生じなく、したがって、そのような危険もないからそれ自体危険なものとして制止るべきでない性質のものであるところ、相手方から危険な態様において落下され倒されたために生じたものである。(中略) このような例外的な事情というか、偶然的事情が招いた本件事故については、被告市川学園のなすべき安全保持義務の履行範囲外というべきものであり、したがって、谷川忠義(本件事故被害者の指導者・筆者注)に対し、この点について原告に改めて注意をしなかったからといって、注意義務違反があるものということはいえない(後略)。」
- (19) 同上・p.1017「(前略) 高校三年生(男子)は、肉体的にも、精神的にも共に、成人に至らないにしても、相当程度発達しているものであり、したがって、サッカーのように、それ自体、通常ならば格別の肉体的危険を生ずるおそれのない体育課目については、その授業において、常に体育担当教師がいなければ、これをすることができないものと解する必要はなく、その授業目的に反することのないかぎり、生徒の自主的判断のもとに授業を開始させたからといって、安全保持義務の債務を尽くさなかったということはできない(後略)。」
- (20) 同上・p.163「同人(本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注)としては、当日本磯龍雄(本件事故被害者・筆者注)らが本件回転運動(前方空中回転運動のこと・筆者注)を練習した際には、みずからその練習に立会い、又はこれに習熟した補助者などを置いて、同人らが危険な跳躍姿勢をとったりしたときには、安全に着地できるように補助し、(中略) 本件の如き事故の発生を未然に回避すべき注意義務があった。」
- (21) 同上・p.169・69「(前略) 武田教諭(本件事故被害者に対する指導者・筆者注)は竹中範夫(本件事故被害者・筆者注)が九周目を走行中に、その場にすわり込んだので、その脈を調べたところ、微脈のため捜しきれなかつたので、竹中範夫を横にし、公園で一人ランニングをしていた人に学校への連絡を依頼し、二人でランニングをしていた人に救急車の手配を依頼し、竹中範夫をベンチに運び、人工呼吸をしたことを認めることができ、(中略) そして本件事故の発見が遅れたり、応急の措置をとらなかつ

たことを認めるに足る証拠はなく、(後略)」

- (22) 同上・p.163「しかるに小川達二（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）は、セフティー・マットが安全であるものとこれを過信し、(中略)右練習の場からも離れて、右の義務（事故の発生を未然に回避すべき注意義務のこと・筆者注）を怠った。」

## IV. 運動実施後の責任について

### 1. 体育の授業の参加者への監督の責任について

体育の授業の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施後に監督すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 体育の授業において、その授業の終了後も、児童・生徒の動向に注意を払い、けんかや暴行などが発生しないように留意する。<sup>(1)</sup>
- (2) 体育の授業において事故が発生した場合に、その被害の拡大を防止するために、必要な事後措置をとる。<sup>(2)</sup>
- (3) 体育の授業において事故が発生した場合の事後措置として、被害者である児童・生徒の保護者への連絡をとり、経過について注意を払うようにしてもらう。<sup>(3)</sup>

その際、事故発生の状況を具体的にわかりやすくその保護者に知らせ、必要な措置について要請する。<sup>(4)(5)</sup>

尚、事故被害者の児童・生徒が、けがなどの症状について、たとえ自覚していても、指導者や保護者に対してそのことを隠すこともありうることに留意しておく。<sup>(6)</sup>

#### [注]

- (1) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）・不法行為判例集成・第10巻・人の被害（1）・ぎょうせい・p.169・3「(前略) 中井教諭（本件事故被害者に対する指導者・筆者注）としては授業終了後とはいえ、未だ用具の片付けが完了していない教場における生徒らの動向に注意を払う責務があり、その注意をしておれば右のように生徒らが異常な行動に及んでいる気配を感じでき、即座にその生徒らを諫止することにより、本件のような集団暴力が発生することを防止し得たはずであるのに、未だ体育館に残っていた生徒らに対する注意を怠った点に過失があるというべきである。」
- (2) 同上・p.122「したがって、このような教育に携わる教師は一般にその職場に必然的に伴うものとして、学校教育の場において教育活動から生ずる危険に対して生徒の安全を保持する義務を負うのであり、この義務は（中略）万一、事故が発生した場合には、これによる被害の発生若しくはその拡大を阻止するという事後措置義務を含むものと解すべきである。」
- (3) 同上・p.122「他面において、学校生活は児童の生活部面の一部を形成するに過ぎず、その全部でないことからすれば、この事後措置義務は学校ないし教師のみによって全うし得るものではなく、そのためには学校生活を離れた一般生活関係の側面における保護者の児童に対する監護養育義務との緊密なかかわり合いをないがしろにすることはできない。」

- (4) 同上・p.122「万一、学校における教育活動の過程で事故が発生し、現に児童の身体、健康等に被害が生じ、あるいは被害の発生が予見できる場合は言うに及ばず、現在被害の発生は予見できなくても、事故の状況からして後刻何らかの被害が生ずることを否定し得ない場合には、学校ないし教師はその事後措置義務の一つとして、児童の保護者に対し事態に則して速やかに事故の状況等を通知し、保護者の側からの対応措置を要請すべきであると解するのが相当である。」
- (5) 同上・p.123「同教諭（本件事故被害者に対する指導者のこと・筆者注）は、学校生活の場において事故後の控訴人の身体、健康等の状況を観察するのみではなく、一般生活関係の側面において保護者の観察を可能にするため、事故後、速やかに保護者に対し事故の状況を通知すべきであったということができる（後略）」
- (6) 同上・p.124「控訴人の外傷性網膜剥離の発見が遅れたのは、控訴人がその症状を自覚しながらこれを保護者や教師にことさらに訴えようとしなかったためであるというほかはなく、本件の証拠関係からは、板倉教諭（本件事故被害者の指導者・筆者注）が前記通知義務を尽くしていたとすれば、控訴人の外傷性網膜剥離を早期に発見し得たと認定するに足る心証を得ることができず、（後略）」

## V. まとめ

以上のことから、体育の授業の参加者に対して指導者の立場にある者が、安全面から、運動実施前・実施中・実施後にすべきこととしては、くり返しになるが、次のことがらがまとめられる。

### 1. 運動実施前の責任について

#### (1) 体育の授業の参加者への指導について

- ① 体育の授業において教材としてとりあげようとする運動について、その運動に特有に内在する危険性について十分に検討しておく。
- ② 教材としてとりあげようとする運動になんらかの危険が予測される場合には、授業に参加する児童・生徒に十分に注意をし、説明しておく。

#### (2) 体育の授業参加者への監督について

- ① 体育の授業に参加する児童・生徒の動向について、安全面から十分に把握できるようにしておく。  
特に、児童・生徒の健康状態や既往症などについては、十分に把握しておく。
- ② 指導の対象が高校生などの場合には、その危険に対する能力も高くなり、そのことを前提とした安全面の監督でよい。

#### (3) 人的設備について

- ① 体育の授業においては、参加する児童・生徒の人数や安全面についての注意・判断の能力の程度などを考慮して、必要な数の指導者を配置する。

(4) 物的設備について

- ① 体育の授業において使用する設備については、事前に安全面の確認をする。  
② 体育の授業において使用する用具についても、事前に安全面の確認をする。

2. 運動実施中の責任について

(1) 体育の授業参加者への指導について

- ① 体育の授業において、教材としてとりあげる運動に危険が予測される場合には、参加する児童・生徒に十分な練習をさせる。  
② 教材としてとりあげる運動の規則（スポーツのルールなど）に違反するようなラフ・プレーについて注意をする  
もしもゲーム中などにラフ・プレーが見られたならば、そのゲームを一時中断しても注意をする。

(2) 体育の授業の参加者への監督について

- ① 体育の授業において、教材としてとりあげる運動に危険が予測される場合には、その実施中には安全面での細心の注意を払っておく。  
② 必要に応じて、安全面での補助ができるようにしておく。  
③ 運動の実施中に、児童・生徒に体調の異常が発生した場合には、運動を中止させて、応急措置などをとる。  
④ 体育の授業の終了の時にも、参加した児童・生徒の無事を確認をする。

(3) 人的設備について

- ① 体育の授業において、教材としてとりあげる運動に危険が予測される場合には、必要に応じて補助者を配置しておく。  
② 体育の授業において、突発的な事故が発生した場合には、必要に応じて周囲の人々の協力を要請する。

(4) 物的設備について

- ① 体育の授業において、教材としてとりあげる運動に危険が予測される場合には、十分に安全性が確保できるような用具を用いる。

### 3. 運動実施後の責任について

#### (1) 体育の授業の参加者への監督について

- ① 体育の授業の終了後も、参加した児童・生徒の間にけんかや暴行などが生じないよう注意を払う。
- ② 体育の授業において事故が発生した場合には、後刻の措置のためにも、事故被害者の児童・生徒の保護者に、事故の発生状況も含めて、具体的に、迅速に、確実に連絡し説明する。

(尚、体育の授業における運動実施後について、授業の参加者への指導に関する責任・人的設備の管理に関する責任・物的管理に関する責任については、今回の資料においては判例が見出せなかった。別途検討することとしたい。)

#### [引用・参考文献]

1. 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害（1）・ぎょうせい（加除式）
2. 加藤一郎（平成3年）不法行為（増補版第20刷）・有斐閣
3. 四宮和夫（平成4年）不法行為（初版第五刷）・青林書院
4. 川井 健（1993年）民法入門（第2版第1刷）・有斐閣
5. 伊藤 堯（昭和48年）体育・スポーツ事故判例の研究・道和書院
6. 同上（昭和55年）体育法学の課題・道和書院
7. 早川芳太郎他編（昭和50年）体育・スポーツの事故と対策（増補版第2刷）・第一法规出版
8. 文部省体育課判例研究会（昭和49年）体育・スポーツの事故と裁判・日本体育社
9. 星野英一他編（平成8年度版）小六法・有斐閣
10. 伊藤 堯・山田良樹編（1996年）スポーツ六法・道和書院

尚、本稿において検討対象とした判例の概要は表1に示す通りであり、本稿のⅡ.～Ⅳ.における〔注〕の番号もあわせて示した。

表1. 本稿において検討対象とした判例の概要

NO.	①事故のあった 体育の授業	②被害者 (被害)	③被告	④争 点	⑤結論	⑥裁判所	⑦裁判 年月日	⑧関係する[注]番号
1	ハードル走の授業	区立中学校2年 女子生徒1名(死亡)	荒川区	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	東京高裁	昭和53年 9月18日	II:(1)
2	ラグビーの授業	県立高校2年男子生徒 1名(頭部重傷)	長崎県	担当教諭の指導上の 過失 他	認められなかった	長崎地裁	昭和58年 1月21日	II:(2) III:(3)・(4)・(5)
3	サッカーの授業	市立小学校5年男子児 童1名(左眼重傷)	別府市	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	大分地裁	昭和60年 5月13日	II:(3)・(6)・(7)・(10)
4	持久走の授業	区立中学校1年男子生 徒1名(死亡)	港区	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	東京地裁	昭和56年 6月29日	II:(4)・(5) III:(2)・(12)・(21)
5	器械体操の授業	市立工業高校1年男子 生徒1名(死亡)	大阪市	担当教諭の指導上の 過失	認められた	大阪地裁	昭和48年 8月30日	II:(8)・(10)・(11) III:(1)・(6)・(7)・(8)・(9) (20)・(22)
6	サッカーの授業	町立小学校6年男子児 童1名(右眼網膜剥離)	湯河原町	担当教諭の過失	認められなかった	東京高裁	昭和58年 12月12日	II:(9) III:(13) IV:(2)・(3)・(4)・(5)・(6)
7	持久走の授業	府立高校1年女子生徒 1名(死亡)	大阪府	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	大阪地裁	昭和48年 11月20日	II:(12)
8	器械体操の授業	県立工業高校3年男子 生徒1名(頸椎骨折・ 両手両足麻痺)	高知県	担当教諭及び校長 等の過失	認められた	高松高裁	昭和56年 10月27日	II:(13)・(14) III:(11)・(14)・(15) IV:(1)
9	走り幅跳びの授業	市立小学校4年女子児 童1名(左前脚部負傷)	西宮市	砂場の管理の瑕疵	認められた	神戸地裁 尼崎支部	昭和46年 5月21日	II:(15)
10	サッカーの授業	市立小学校6年男子児 童1名(右眼負傷)	神戸市	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	神戸地裁	昭和53年 6月19日	III:(5)
11	サッカーの授業 (授業見学中の事故)	市立高校3年男子生徒 1名(外傷)	学校法人 市川学園	担当教諭の指導上の 過失	認められなかった	千葉地裁	昭和55年 6月25日	III:(16)・(17)・(18)・(19)